

持分あり医療法人の承継・税務、第三者譲渡対策

～**医業継続に係る相続税・贈与税の**

納税猶予制度等の見直し・延長～

令和6年度税制改正で、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する事を前提に医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(認定医療法人制度)の適用期限が3年3ヶ月延長され令和8年12月31日までとなりました。

また、納税猶予等における移行期限が、移行計画認定の日から起算して5年以内(現行は3年)に緩和されました。今回は、令和19年3月以前に医療法人化した、持分あり医療法人(経過措置型医療法人)について、親子間承継のスムーズな仕方や相続対策、第三者譲渡の仕方を、実務上の留意点を踏まえ、わかりやすく解説します。

主催：青森県医師会協同組合 後援：公益社団法人 青森県医師会

■日時:2023年11月4日(土)15:00～17:00
(開場 14:45)

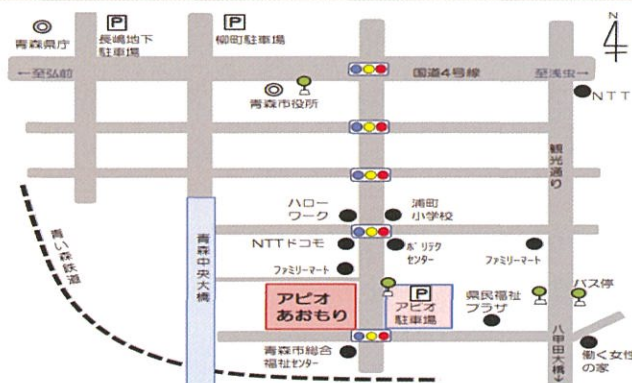
■場所:アビオあおもり 2F 小研修室 1
青森市中央3丁目 17-1
017-732-1010

■対象:・青森県医協組合員・青森県医師会会員・
その医療関係者およびご家族

■参加費:青森県医協組合員・その医療関係者およびご家族は無料です。
非組合員は1医療機関につき、3,000円を申し受けます。
(非組合員様には請求書をお送りしますので、開催日までにお振込みをお願いいたします。)

■定員:20名

■申込:10月31日(火)までに裏面申込書にてFAXでお申込みください。



【講演内容】

- ① 認定医療法人の制度と使い方
- ② 持分あり医療法人(経過措置型医療法人)の親子間承継と相続対策
- ③ 持分あり医療法人(経過措置型医療法人)の第三者譲渡の仕方

【講師紹介】

大友 弘信 氏 ((株)リスクマネジメント・ラボラトリー仙台・青森支店長)

大学卒業後、住宅メーカーに7年勤務。その後、外資系保険会社に転職し、2001年コンサル会社に参画。2004年9月より(株)リスクマネジメント・ラボラトリー仙台支店長を兼務。2018年より青森支店長も兼務。東北・新潟で約400の医療機関をサポート。

青森、秋田、岩手、宮城、福島、山形、新潟、鹿児島、熊本、徳島、岡山、長崎の医師会・歯科医師会(医協を含む)のセミナー講師を務めています。

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。締切：10月31日(火)

FAX 017-757-8779

お問合せ先：青森県医師会協同組合
TEL：017-757-8778（担当：山崎）

11/4 持分有医療法人

申込書

医療機関名			
ご住所	〒 -	メールアドレス	@
TEL		FAX	
参加者氏名		役職	
		または 続柄	

【事前のご質問事項】※ ぜひ聞いてみたい質問項目がありましたらご自由にご記入ください。

--

当日参加できない組合員の方でセミナー資料をご希望の方は○印をお願いします。（無料）
※非組合員への資料の提供は出来ませんのでご了承下さい。

資料を
希望します

組合に加入をご希望される方はご案内をお送りさせていただきますので○印をお願いします。

案内を
希望します